明日の安心と成長のための
緊急経済対策

平成 21 年 12 月 8 日

目　次

Ⅰ．基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．日本経済の現状認識・・・・・・・・・・・・・1

２．経済財政運営の基本的視点・・・・・・・・・・２

Ⅱ．具体的な対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１．雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２．環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

３．景気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

４．生活の安心確保・・・・・・・・・・・・・・・・22

５．地方支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

６．「国民潜在力」の発揮・・・・・・・・・・・・・25

（本対策の国費・事業規模）・・・・・・・・・・・・・・・・29

（別紙）「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模・・・30

明日の安心と成長のための緊急経済対策

Ⅰ．基本的な考え方

鳩山政権は、政権発足直後から、これまでの既成概念にとらわれることなく、無駄な予算、公共事業など従来の政権では政官業の癒着体制のため手がつけられなかった「歳出の中身」を抜本的に変える財政政策の大改革に乗り出している。国民は予算の効率的な使い方に対し大きな期待を抱いており、今後も引き続き、無駄を省く作業を休むことなく進めていかなければならない。

同時に、現下の厳しい経済・雇用状況、直面する円高・デフレ状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするための経済対策を、スピード感を持って示し、暮らしの再建、地方の活力の回復、そして環境を中心とした未来に向けた政策の実現に取り組まなければならない。活用できる財源を最大限に活用し、有効性を十分吟味しながら、鳩山政権の初めての経済対策として「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめ、日本の元気回復に全力で取り組んでいくものである。

１．日本経済の現状認識

（経済の現状認識）

平成 21 年度前半の実質経済成長率は2四半期連続のプラス成長となった。輸出や生産の増加により、景気は最悪期を脱し消費者や企業のマインドも持ち直している。しかし、経済の現状は、失業率が最悪期よりはやや低下したものの高水準で推移するなど依然として厳しい状況にあり、国民の景気実感に近い名目 GDP 成長率は昨年春以降6四半期連続のマイナスとなっている。また、需給ギャップは大幅な供給超過である。

そして、このところは物価が財とサービスの両分野で下落し、緩やかなデフレ状況にある。さらに、為替市場の急激な変動により円高が進んでいる。

（先行きのリスク）

先行きを考えると、海外経済の持ち直しなどを背景に景気が次第に持ち直していくことが期待されるものの、経済成長の基盤は依然として脆弱である。政策の後押しにより家計消費は今春から2期連続して成長を支えたが、雇用不安と所得の減少傾向のためにその持続力は限られている。また、企業収益の低迷に加え実質金利高や円高などから設備投資の回復力は不透明である。

さらに、景気の持ち直しの動きに対するリスク要因としては、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の強まりによる需要低迷、長期金利上昇、為替市場の動向などがある。G7声明にあるとおり、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、景気の持ち直しの動きに対して重大な悪影響を与えるものであり、為替市場の動きを厳しく注視していく。

２．経済財政運営の基本的視点

こうした現状認識の下、鳩山政権における経済財政運営は、以下の３つの視点に立つ。

＜第1＞当面の取組 ― 確実な景気回復・デフレ克服を目指す

厳しい経済・雇用情勢に対応し、景気の持ち直しの動きを確かなものとしていく。このため、当面の取組として、可能な政策を総動員して「緊急対応」に当たり、来春にかけて経済・雇用を下支えすると同時に、経済を上向かせる力の結集を図る。

（１）緊急対応―情勢に応じた機動的な対応

- 経済・雇用情勢の変化に即応し、経済・雇用の安定のために機動的な対応を取る。このため、雇用・生活不安の高まりに応えた「緊急対応」を行うとともに、企業の資金繰りに万全を期すための「金融対策」などによって景気の下支えを行う。

（2）政府・日銀の一体となった対応

- 政府は、国民が景気回復を実感できるためには、デフレの克服が重要であるとの認識を日本銀行と共有し、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な取組を行い、景気回復を確実なものとしていくよう政策努力を重ねていく。
- 日本銀行に対しては、こうした政府の取組と整合的なものとなるよう、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

＜第2＞中長期的な取組 ― 成長戦略の推進と財政規律

（1）成長戦略の推進

- 一方で、中長期的な観点から、以下の点を踏まえた成長戦略のとりまとめを進めていく。
  ― 「雇用」「環境」「子ども」「科学技術」「アジア」等に重点を置きながら、中長期的な成長戦略を推進する。
  ― 持続的な経済成長モデルを確立し、人々が共に、安心して生活し、子どもを産み育てていくことができる社会を実現する。

（2）成長力強化と財政規律の両立―中期財政フレームの策定

- 持続的な経済成長実現のためには、未来の子ども達にツケを残さないよう、成長力強化と財政規律の両立を図る必要がある。このため、複数年度を視野に入れた中期財政フレームを2010年前半に策定する。

＜第3＞今回の経済対策 ― 緊急対応と成長戦略への布石

（1）対策の柱―「雇用」「環境」「景気」

- 今回の経済対策は、上記の考え方を踏まえ、①現下の経済・雇用情

勢への「緊急対応」と、②「成長戦略への布石」の2つの視点に基づくものとする。

- 主な柱は「雇用」「環境」「景気」とし、くらしの再建と低炭素社会への転換に取り組む。また、医療等「生活の安心確保」や、荒廃した地方を守るための「地方支援」などにも強力に取り組む。

（2）具体的な対策―3つの原則

①「緊急性」、「即効性」の高い施策を最優先

- 具体的な施策については、「緊急的な必要性」を重視するとともに、経済・雇用効果、二酸化炭素削減効果において有効なものを優先する。

②切れ目のない経済財政運営

- 今回の経済対策に伴い平成21年度第2次補正予算を提出し、平成22年度予算との間をつなぐことにより、「切れ目のない」経済財政運営を行う。

③「知恵」を活かして、「国民潜在力」の発揮で景気回復を目指す

- できる限り財政に依存せず、制度・規制など「ルールの変更」や国民一人ひとりの積極的な参加によって、国民が持っている潜在力（国民潜在力）が発揮されることを重視する。
- とくに、新たな需要創出に向け、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞してきた制度・規制改革に正面から取り組む。

（3）施策執行の進捗管理

- 今回の対策に掲げる各施策については、国家戦略室及び内閣府が、効果的・効率的な執行を図る観点から関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じ改善措置を講じさせるなど、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。

Ⅱ．具体的な対策

1．雇用―緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

＜緊急対応＞

（1）雇用調整助成金の要件緩和

（2）貧困・困窮者支援の強化

（3）新卒者支援の強化

（4）緊急雇用創造の拡充

（5）保育サービスの拡充等女性の就労支援

＜成長戦略への布石＞

（1）雇用・生活保障システムの確立

（2）「雇用戦略」の本格的な推進

＜緊急対応＞

（1）雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

＜具体的な措置＞

○雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和

・ 雇用調整助成金の「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10％以上減」の場合も支給対象とすることとし、本年12月から実施する。

（2）貧困・困窮者支援の強化

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、支援策を強化する。

＜具体的な措置＞

○実効ある貧困・困窮者支援（「第2のセーフティネット」）の確立

（ｱ）「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援

・ 「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施を踏まえた展開

（ｲ）ハローワークのワンストップ相談機能の充実

・ ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー（仮称）」を配置し、第 2 のセーフティネットの各種支援制度についてのワンストップサービス（総合相談と実施機関への的確な誘導）を実施

（ｳ）「住まい対策」の拡充

・ 「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援

（ｴ）各支援制度の運用改善

・ 支援を必要とする人が各種の貧困・困窮者支援制度に確実につながるための各支援制度の運用改善

（ｵ）職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討（後述）

○解雇者・多重債務者等への民事法律扶助

・ 日本司法支援センターにおける労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施

（3）新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

＜具体的な措置＞

○新卒者の就職支援態勢の強化

（ア）大学等の「就職相談員」の配置促進

・ 大学等における就職相談員（キャリアカウンセラー等）の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

（イ）「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員

・ 就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。

（ウ）関係機関の連携強化

・ ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

（ア）就職説明会の積極的な開催と周知徹底

（イ）採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

・ 「雇用創出企業」のリストを年内に公表

・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。

（ウ）求人拡大への要請

・ 経済団体、業界団体への求人拡大の要請

・ 労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

○未就職卒業者の就職支援の強化

（ア）新卒者体験雇用事業の創設

・ 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金（仮称）を支給

（イ）「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

・ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

（ウ）重点分野での雇用支援

・ 重点分野における雇用の創造（後述）に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

（4）緊急雇用創造の拡充

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

＜具体的な措置＞

○重点分野における雇用の創造

・ 介護、医療、農林、環境・エネルギー、情報通信、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

○地域社会雇用創造事業の創設

（ア）社会起業インキュベーション事業

・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

（イ）社会的企業人材創出・インターンシップ事業

・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○観光立国の実現に向けた施策の推進

・ 休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制の整備を踏まえた中国個人観光査証（ビザ）の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速する。

○その他

・ 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進
・ 建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進
・ 海運事業者の計画的な雇用確保支援による若年船員の就職の促進

（5）保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

＜具体的な措置＞

○待機児童解消への取組

- 地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。
- 沖縄県においては、独自の事業基金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可化や質の向上の取組を推進する。

○母子家庭等の在宅就業支援

- 仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員（仮称）」の設置

- 「育休切り」等のトラブル防止のための周知・指導や相談を実施する。

＜成長戦略への布石＞

緊急対応として、雇用維持・確保を中心とする「守り」を強化する一方で、「攻め」の取組として、雇用・生活保障システムの確立をはじめ積極的な雇用戦略を展開する。

（1）雇用・生活保障システムの確立

○トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立

- 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

○雇用保険制度の機能強化

- 非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大について検討を進める。
- 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成 22 年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成 21 年度第2次補正予算において対応する。
- 平成23 年度以降については、平成23 年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則（25％）に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。

（2）「雇用戦略」の本格的な推進

○（1）のほか、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、女性・高齢者・障がい者等の労働参加促進や多様な働き方の確保などを内容とする「雇用戦略」の本格的な推進に取り組む。その際、雇用における適切な労働条件の確保に留意する。

２．環境

―地球温暖化対策と景気回復の両立を目指す

＜「エコ消費3本柱」の推進＞

（1）家電エコポイント制度の改善

（2）エコカー補助の延長等

（3）住宅版エコポイント制度の創設等

＜成長戦略への布石＞

（1）森林・林業再生の加速

（2）環境・エネルギー技術への挑戦

（3）交通・産業、地域の低炭素化の推進

（4）システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進

（5）資源確保支援

（6）再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

（7）省エネ・環境基準の強化等

＜「エコ消費3本柱」の推進＞

環境性能の高い家電、自動車、住宅等の普及を促進し、家計の温暖化対策を加速するとともに、景気回復に貢献する。

（1）家電エコポイント制度の改善

＜具体的な措置＞

〇エコポイント制度の改善

（ア）エコポイント制度の延長（平成 22 年末まで）

・ 省エネ家電（地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫）の購入を対

象とするエコポイント制度を 9 か月延長する（平成 22 年 12 月 31 日まで延長）。あわせて、利用者の利便性を考慮し、申請手続きを改善する。

（ｲ）対象家電の省エネ基準の強化

・ テレビのトップランナー基準を強化し、2012 年度までに達成すべき高い省エネ目標基準値を設定する。これに伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定する。

（ｳ）LED電球等の利用促進

・ エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高い LED 電球など即時交換対象商品（LED電球、電球形蛍光灯、充電式ニッケル水素電池）への商品交換を促進する。

（2）エコカー補助の延長等

＜具体的な措置＞

○環境対応車への購入補助の延長等

（ｱ）購入補助の延長（平成 22 年 9 月末まで）

・ 環境対応車の購入に対して一定額を補助する制度を 6 か月延長（平成 22 年 9 月 30 日まで延長）

（ｲ）省エネ法に基づく燃費規制による更なる燃費改善

・ 現在の 2010 年度燃費基準よりも更に厳しい 2015 年度燃費基準の達成に向けた燃費改善を促進

（3）住宅版エコポイント制度の創設等

＜具体的な措置＞

○住宅版エコポイント制度の創設

・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

○高効率の太陽熱利用システムの住宅への設置普及に関する実証事業

＜成長戦略への布石＞

（1）森林・林業再生の加速

利用間伐を進めるため、人材育成、高性能機械化、施業集約化によるコスト削減を図るとともに、国産材の需要を創出し、森林・林業の再生を図る。

＜具体的な措置＞

○集約化と利用間伐の推進に資する人材の育成と施業の効率化

・ 集約化に必要な森林施業プランナーを育成する。また、先進林業機械の導入を進めるとともに、これを効率的に稼働させるオペレーターや、低コストで耐久性のある路網作設を行うオペレーターの養成を図る。

○森林・林業再生プラン（仮称）の実践

・ 先行地域において、地域の全体計画に基づき路網整備、境界確定、高性能林業機械を活用した利用間伐の実践的取組を実施する。

○木材利用の推進

・ 防火性能向上に係る建築物の性能認定や、2×4住宅における部材開発等、地域材を活用した木材製品の実用化を図る。

・ 地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興

（2）環境・エネルギー技術への挑戦

地球温暖化対策に資する先端研究設備の整備等を行うとともに、今後数年で実用化が見込まれる有望な環境・エネルギー技術の実証実験を進める。

＜具体的な措置＞

○環境・エネルギー技術への挑戦

（ｱ）グリーンイノベーションの推進

・ 低炭素社会の実現に不可欠な素材の開発等、革新的な環境技術開発の前倒しや低炭素社会システムの実現に向けた取組の推進

（ｲ）環境先端技術研究の推進

（ｳ）低炭素社会構築に向けた研究基盤整備

（ｴ）自動車用電池の規格統一化

・ 自動車用電池について、規格の統一化を図る。

（オ）LED照明の国際標準化の推進

・ LED照明に関して、省エネ性能等を評価するために必要な測光方法の標準化を進める。

（3）交通・産業、地域の低炭素化の推進

多様なエネルギーの効率的利用や二酸化炭素等の削減に向けた交通や産業、地域における取組を支援する。

＜具体的な措置＞

○交通・産業における環境配慮の取組への支援等

（ア）物流・交通の低炭素化

・ 海上交通の低炭素化促進、グリーン物流パートナーシップ会議の取組の拡充等による物流・交通の低炭素化

（イ）「通勤交通グリーン化推進プログラム」の推進

・ 「グリーン通勤の日」の設定などにより、マイカーから自転車、鉄道、バス等への転換を促進する取組を推進

（ウ）国内クレジット制度の更なる推進

・ 地方自治体等との連携強化により、地域の中小企業等の CO_2 排出削減支援を通じ、我が国の6％削減約束の達成に貢献

（エ）地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業の推進

（オ）低炭素型雇用創出産業の国内立地の推進

○地域における環境配慮の取組への支援等

（ア）「緑の分権改革」の推進

（イ）情報通信技術を用いた地球温暖化対策の推進

（ウ）農山漁村の環境力強化

・ 農山漁村の環境力（太陽光、バイオマス等）の活用に向けた地域の実証的な取組を推進

（エ）ITを活用した暮らしの低炭素化の推進

（オ）中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設、チャレンジ25地域づくり事業の推進

（カ）温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業の推進

・ 中小企業や農林業等の地域における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを支援

（4）システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進

鳩山イニシアティブも踏まえ、低炭素型・環境対応インフラ／システム等の海外展開を積極的に支援する等、海外での地球温暖化対策事業等を推進する。

＜具体的な措置＞

○低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開等の推進など海外での地球温暖化対策事業の強化等

（ア）貿易保険・金融支援

・ 貿易保険を活用した民間分野のリスクファイナンスの取組の強化

・ 国際協力銀行による民間との協調融資等によるリスクファイナンスの取組の強化

（イ）低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開支援

・ 低炭素型・環境対応インフラ等について、システムとしての海外展開を支援するため、我が国企業が包括的に事業を実施するためのコンソーシアム形成支援

（ウ）地上デジタル放送日本方式普及

（エ）気候変動による洪水、旱魃、食糧不足や森林減少・劣化等に対応したアジア・アフリカ等への緊急支援

（5）資源確保支援

＜具体的な措置＞

○我が国企業による資源上流権益の確保に向けた支援の強化

・ （独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）による、金属鉱物（レアメタル等）分野における開発・生産段階にある鉱山権益等の取得に対する支援制度の創設

・ 石油・天然ガス及び金属鉱物（レアメタル等）の上流権益確保支援の原資として、JOGMECによる政府保証借り入れを可能とする制度改正

○レアメタル確保支援

・ レアメタル探査の加速、レアメタル国家備蓄の強化

（6）再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等）の全量買取制度の導入を検討する。

＜具体的な措置＞

○再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

（7）省エネ・環境基準の強化等

予算措置によるインセンティブとあわせて、国民生活や経済活動における地球温暖化対策を推進するため、省エネ法に基づく省エネ基準等関係する基準やルールの見直し等を進める。

＜具体的な措置＞

○省エネ法に基づく省エネ基準の見直し

(ｱ)建築物の省エネ判断基準の見直し

(ｲ)エコポイントの対象省エネ家電の省エネ基準の強化（テレビ）（再掲）

(ｳ)自動車の燃費基準の強化

○排出抑制等指針の拡充

○白熱電球の2012年までの省エネランプへの生産切替えの推進

○200V化

・ 家庭内における電気供給の200V化の推進を検討する。

3. 景気

―金融対策によって景気の下支えを行うとともに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている住宅投資・設備投資等への支援などにより景気回復を目指す。

＜金融対策＞

（1）「景気対応緊急保証」の創設等

（2）セーフティネット貸付等の延長・拡充

（3）中小企業等に対する金融の円滑化等

（4）中堅・大企業の資金繰り対策

（5）デフレ下の実質金利高への対応策

（6）我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

＜住宅投資＞

（1）住宅金融の拡充

（2）住宅税制の改正

（3）住宅版エコポイント制度の創設等（再掲）

＜金融対策＞

（1）「景気対応緊急保証」の創設等

景気対応緊急保証の創設等により、中小企業者等に対する金融機関からの円滑な資金供給を促進する。

＜具体的な措置＞

○「景気対応緊急保証」の創設等

(ア)「景気対応緊急保証」の創設

・ 来年３月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような、使い勝手を高めた信用保証制度に変更する（平成22年度末までの時限措置）。

(ｲ)保証枠

・ 現行の緊急保証枠を活用するほか、新たに6兆円を追加

（2）セーフティネット貸付等の延長・拡充

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等のセーフティネット貸付等の延長・拡充により、中小企業者等への円滑な資金供給を行う。

＜具体的な措置＞

○セーフティネット貸付等の延長・拡充

（ｱ）期限の延長・枠の拡充

・ 期限の延長（平成22年度末まで）
・ 貸付枠・条件変更目標の追加（約4兆円）

（ｲ）日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化

・ 雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
・ 売上減少対応の金利引下げの継続　等

（ｳ）沖縄振興開発金融公庫による金融セーフティネットの確保

・ セーフティネット貸付及び沖縄独自制度（観光、離島振興など）に係る拡充措置の適用期限の延長など

（3）中小企業等に対する金融の円滑化等

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるよう施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。また、中小企業支援施策の「ワンストップサービス」を推進する。

＜具体的な措置＞

○「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等

（ｱ）「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行

（イ）法律の実効性を高めるための検査・監督上の措置

・ 検査マニュアル、監督指針の改定等

○下請建設企業支援

・ 下請建設企業の経営を支えるための金融支援

○中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

・ 年末に、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス（資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など）の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催する。

（4）中堅・大企業の資金繰り対策

中堅・大企業に対する資金繰り支援により、企業金融面の目詰まりによる景気の腰折れを防止する。

＜具体的な措置＞

○日本政策投資銀行等による「危機対応業務」の延長等

・ 日本政策投資銀行等による危機対応業務（長期資金貸付け等）の延長（平成 22 年 3 月末→平成 23 年 3 月末）

・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく出資円滑化制度の延長（平成 22 年 3 月末→平成 22 年 9 月末）

（5）デフレ下の実質金利高への対応策

デフレの進行に伴う実質金利上昇と円高の下で抑制されている設備投資等の下支えや返済負担の軽減を図る。

＜具体的な措置＞

○デフレに伴う実質金利高の軽減制度

・ デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2 年間、物価下落に対応して(*)、０．５％の引下げを図る。（金利引下げの融資規模：民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資 3.7 兆円、日本政策金融公庫 1.3 兆円）

(*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを各機関に指示

○既往貸付の返済負担の軽減

・ デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に積極的に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化

○為替変動により影響を受ける地域・中小企業の支援

・ 円高の影響を受ける地域・中小企業の海外販路開拓支援を行う。

（6）我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

国際協力銀行（JBIC）や貿易保険を活用した我が国企業の海外事業の資金繰り支援を図る。また、貿易保険を活用した中小企業等の海外進出の促進を図る。

＜具体的な措置＞

○国際協力銀行による海外事業支援緊急業務の延長

○国際協力銀行による本邦金融機関向けツー・ステップ・ローンの追加実施

○貿易保険を活用した我が国企業の海外進出の促進

・ 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進、貿易保険による我が国企業の海外子会社向け資金繰り支援の拡充の延長

＜住宅投資＞

（1）住宅金融の拡充

（独）住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度に係る時限的な金利の大幅引下げ等により、住宅投資の拡大を図る。

＜具体的な措置＞

○優良住宅取得支援制度（フラット35S）の金利の大幅な時限的引下げ等

・ 平成 22 年 12 月末までの優良住宅の取得に対し、金利引下げ幅を時限的に現行の 0．3%から 1．0%に拡大する。

・ 住宅融資保険の保険料率の引下げを実施する。

（2）住宅税制の改正

〇22年度税制改正において、住宅投資の促進に資する贈与税の措置を講ずる。

（3）住宅版エコポイント制度の創設等（再掲）

＜具体的な措置＞

〇住宅版エコポイント制度の創設（再掲）

- エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

〇建築確認手続き等の運用改善

- 建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化を図るため、建築基準法における建築確認手続き等の運用を改善

４．生活の安心確保

―医療等国民生活の安心を確保する。

（1）現行高齢者医療制度の負担軽減措置等

（2）新型インフルエンザ対策の強化

（3）医療体制の整備等

（4）災害復旧等

（1）現行高齢者医療制度の負担軽減措置等

国民の医療に対する安心を確保するため、現行高齢者医療制度廃止までの間、高齢者の負担軽減措置を平成22年度も継続するための財政措置を講じるとともに、生活保護、医療保険を通じた生活支援を確保する。

＜具体的な措置＞

○現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

・ 70～74 歳の窓口負担軽減措置、被用者保険の被扶養者であった方及び低所得者の保険料軽減措置を継続する。

○生活保護、医療保険による生活支援

・ 生活保護、医療保険について、平成 21 年度に必要となる追加財政措置を講じる。

（2）新型インフルエンザ対策の強化

新型インフルエンザワクチンの生産能力向上等を図る。

＜具体的な措置＞

○新型インフルエンザ対策の強化

（ア）国産ワクチン生産能力向上

・ 細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。

（ｲ）新型インフルエンザワクチン接種費用の助成

・ 低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。

（ｳ）医療機関における設備整備

・ 新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な設備（人工呼吸器等）を整備する。併せて、医療体制が円滑に機能するような環境整備を進める。

（3）医療体制の整備等

小児科、産科、救急医療等の医療体制の緊急的な整備等を進める。

＜具体的な措置＞

○大学病院の機能強化

・ 周産期医療環境整備のためのNICU（新生児集中治療室）病床等を整備

・ 救急医療の最先端機器の整備、病院基盤設備の更新

○医師不足解消に向けた取組

・ 地域の医師確保等に向けた大学医学部の教育環境の整備

○難病克服に向けた研究推進

・ iPS 細胞を用いた難病研究を促進する為の研究基盤整備

○最近の犯罪情勢を踏まえた鑑定体制の強化

○世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出

・ 来年1～3月の基金の医療経費の不足分を緊急に拠出

（4）災害復旧等

本年に発生した豪雨、台風等による災害及び過年発生災害についての早期復旧と再度災害の防止等に万全を期す。

5. 地方支援

―本対策の推進等に取り組む地方公共団体を支援する。

（1）地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

（2）国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

（1）地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。

＜具体的な措置＞

〇地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

・ 地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。これにより、観光需要や地元雇用の拡大等による地域の活性化が期待される。

（2）国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

地方公共団体に必要な財源を適切に確保するため、21 年度の国税収入の減額補正に伴う地方交付税の法定率分減少額3兆円程度と同額について一般会計からの繰入れを行い、当初予算の地方交付税総額を確保するとともに、地方税等の減収について減収補てん債等適切な措置を講じる。

６.「国民潜在力」の発揮

―「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

（１）「制度・規制改革プロジェクト（仮称）」

（２）「『新しい公共』推進プロジェクト（仮称）」

（３）「働く人の休暇取得推進プロジェクト（仮称）」

（１）「制度・規制改革プロジェクト（仮称）」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

＜具体的な措置＞

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

― 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

― このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

（ア）利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

・ 利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

（イ）イコールフッティングによる株式会社・NPO の参入促進

・ 株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。

・ また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

（ウ）幼保一体化の推進

・ 上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得る。

○環境・エネルギー分野での制度・規制改革

（ア）森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備

・ 路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備（実効性ある調停・裁定のルール等）につき、早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。

（イ）新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応

・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当

— 太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。

・ 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し

— 工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。

②構造改革特別区域（特区）制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

＜具体的な措置＞

〇特区制度の活用

- これまでの特区提案（第１次～１６次）のうち、第 16 次提案について処理を促進（来年１月中を目途に結論）するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受付け、速やかな処理に努める（平成２２年３月末まで）。

（2）「『新しい公共』推進プロジェクト（仮称）」

国民一人ひとりが、人を支えるという役割を積極的に担うことにより、新たな雇用の場を創造する。そのため、NPOや社会起業家など「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を本格的に推進する。さらに、社会的企業の法制面の検討や関係者が幅広く参加する「円卓会議」を開催する。

＜具体的な措置＞

〇地域社会雇用創造事業の創設（再掲）

（ア）社会起業インキュベーション事業

- NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

（イ）社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

〇「社会的企業」の法制面の検討（寄付金税制を含む）

- 国民の社会的活動への多様な参画を促進する観点から、社会的企業の起業、活動が促進されるよう法制面から検討する（NPOなどの法人制度のあり方や寄付金税制の問題も含む）。

○「『新しい公共』を実現する円卓会議」の開催

- 「新しい公共」の考え方を国民各層の自発的な取組や行動に結びつけるため、NPO・企業・学者等による対話・協働を行う場として、円卓会議を開催する。

（3）「働く人の休暇取得推進プロジェクト（仮称）」

ワーク・ライフ・バランスやワーク・シェアリング推進の観点から、年次有給休暇や育児休業等の取得促進、休暇分散取得等を政労使一丸となって推進し、経済・雇用創出を目指す。

＜具体的な措置＞

○休暇取得促進に向けての政労使合意と取組

- 「雇用戦略対話」等を通じて、政労使の合意形成と取組を推進

○休暇取得促進への支援措置（指針見直し等）

- 休暇取得を促進するため、労働時間等設定改善法に基づく「指針」を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る。また、「指針」を踏まえ、一定日数以上の連続した休暇の取得など更なる具体的な改善措置を行った事業主を助成

○休暇分散取得等の推進（再掲）

- ワーク・ライフ・バランスや観光振興の観点から、地域で休暇の分散取得・長期取得を行う取組等を支援する。そのため、観光立国推進本部の活用をはじめ政府全体の支援体制を作る。

（本対策の国費・事業規模）

- 本対策の実施に伴う国費及び事業費の規模は、別紙のとおり。本対策は、第１次補正予算の見直しにより捻出した財源等を活用することとし、新規国債の追加発行は極力行わない。

（注）本対策の経済効果及び雇用効果については、関連する予算や施策の内容を精査した上、明らかにしていくこととする。

(別紙)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模

（単位：兆円）

	国費	事業費
１．雇用	0.6 程度	0.6 程度
＜緊急対応＞	0.3 程度	0.3 程度
＜成長戦略への布石＞	0.4 程度	0.4 程度
２．環境	0.8 程度	4.1 程度
＜「エコ消費３本柱」の推進＞	0.6 程度	3.9 程度
＜成長戦略への布石＞	0.2 程度	0.2 程度
３．景気	1.7 程度	18.6 程度
＜金融対策＞	1.2 程度	10.4 程度
＜住宅投資＞	0.5 程度	8.2 程度
４．生活の安心確保	0.8 程度	1.0 程度
５．地方支援	3.5 程度	3.5 程度
＜きめ細かなインフラ整備支援の交付金＞	0.5 程度	0.5 程度
＜交付税減少額の補てん等＞	3.0 程度	3.0 程度
６．「国民潜在力」の発揮	—	—
合　　計	7.2 程度（注）	24.4 程度（注）

（注）「住宅版エコポイント制度の創設」については、２．「エコ消費 3 本柱」の推進、及び３．住宅投資に該当するため合計から重複額を控除している。

地方分権改革推進計画について

〔平成２１年１２月１５日
閣　議　決　定〕

地方分権改革推進法（平成１８年法律第１１１号）第８条第１項の規定に基づき、地方分権改革推進計画を別冊のとおり定める。

地 方 分 権 改 革 推 進 計 画

平成２１年１２月

この報告は、地方分権改革推進法（平成１８年法律第１１１号）第８条第３項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目　　次

前文　・・・

地域主権の確立は、鳩山内閣の「一丁目一番地」である重要課題であり、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていかなければならない。

このため、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について、以下のとおり所要の取組を推進することとする。

なお、本計画が定める取組のうち、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成22年通常国会に提出することを基本とする。

第１　義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革推進委員会の第３次勧告（以下「第３次勧告」という。）を尊重し、地方自治体から要望のあった事項を中心に、別紙における「１　施設・公物設置管理の基準の見直し」、「２　協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「３　計画等の策定及びその手続の見直し」及び「４　その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずるものとする。

「１　施設・公物設置管理の基準の見直し」において、施設･公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、第３次勧告に沿って、次のとおりとする。

①　従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

②　標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③　参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、義務付け･枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする。

第２　国と地方の協議の場の法制化

国と地方の協議の場については、法制化に向けて、地方とも連携・協議しつつ、政府内で検討し成案を得て法案を提出する。

第３　今後の地域主権改革の推進体制

本計画は、当内閣の地域主権改革の第一弾である。今後は、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）を中心に、地域主権改革の推進に資する諸課題について更に検討・具現化し、改革の実現に向けた工程を明らかにした上で、スピード感をもって改革を実行に移すものとする。

同会議については、内閣を助ける明確な権限と責任とを備えた体制とすることにより、地域主権改革をより一層政治主導の下で推進していくため、必要な法制上その他の措置を講ずることとする。

別紙

1　施設・公物設置管理の基準の見直し

〔文部科学省〕

（１）学校教育法（昭 22 法 26）

・　学校の設備、編制その他に関する設置基準（３条）として文部科学大臣が定める幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各設置基準の内容の見直しについて、地方公共団体からの要望等を踏まえ対応する。

（２）へき地教育振興法（昭 29 法 143）

・　へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する基準（５条の２）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

これに伴い、へき地手当に準ずる手当に関する基準（５条の３）も同様に改める。

（３）公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭 33 法 116）

・　公立義務教育諸学校の学級編制基準に係る都道府県から市町村への権限移譲、都道府県教育委員会への同意を要する協議については、地域主権改革の観点や教育条件整備全体の観点を踏まえ検討する。

〔厚生労働省〕

（４）児童福祉法（昭 22 法 164）

・　指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準（24 条の 12 第１項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（同条２項）を、条例（制定主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・　児童自立支援施設の職員に関する規定（施行令 36 条５項）は、廃止する。

・　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（45 条２項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市、中核市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。）及び児童相談所設置市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっては、東京等の一部

の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

（５）老人福祉法（昭 38 法 133）

・　養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（17 条２項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（６）職業能力開発促進法（昭 44 法 64）

・　公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準（15 条の６第１項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・　公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準（15 条の６第３項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

（７）介護保険法（平９法 123）

・　指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（74 条１項、78 条の４第１項、115 条の４第１項、115 条の 14 第１項）並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（74 条２項、78 条の４第２項、115 条の４第２項、115 条の 14 第２項）を、条例（制定主体は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの基準については都道府県、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準については市町村）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする（ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とする。）。

・　指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88 条１項、97 条２項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110 条１項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88 条２項、97 条１項（ただし、療

養室、診察室及び機能訓練室を除く。）及び３項、110 条２項）を条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（８）障害者自立支援法（平 17 法 123）

・　指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（43 条１項）並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条２項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・　指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（44 条１項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（同条２項）を条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・　障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準（80 条２項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・　障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（84 条２項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（９）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）（文部科学省と共管）

・　教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準（３条１項１号及び２号、２項１号）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

・　認定こども園の表示に関する基準（６条２項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

なお、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律における施設等基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

〔国土交通省〕

（１０）公営住宅法（昭 26 法 193）

・　公営住宅の整備基準（５条１項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・　公営住宅の入居者資格（23 条）について、同居親族要件（同条第１号）を廃止するとともに、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（同条第２号）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準は、本来階層（同条２号ハ）に係るものについて定めることとし、これを「参酌すべき基準」とする。

ただし、収入基準として条例で定める金額の上限は収入分位 50%相当の額とする。

（１１）道路法（昭 27 法 180）

・　都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（30 条１項、２項）について、設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除き、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・　都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項（45 条２項）のうち、案内標識及び警戒標識（これらに付随する補助標識を含む。）の寸法及び文字の大きさに係る基準を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

（１２）河川法（昭 39 法 167）

・　準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準（100 条により準用する 13 条２項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

２　協議、同意、許可・認可・承認の見直し

〔内閣府〕

（１）災害対策基本法（昭 36 法 223）（総務省と共管）

・　都道府県防災会議の都道府県地域防災計画の作成又は修正に係る内閣総理大臣への協議（40 条３項）は、事後報告・届出・通知とする。

〔総務省〕

（２）地方自治法（昭 22 法 67）

・　財産区における財産等の処分等に係る都道府県知事への同意を要する協議（296 条の５第２項）は、廃止する。

・　財産区における不均一課税等に係る都道府県知事への同意を要する協議（296 条の５第５項）は、廃止する。

（３）辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭 37 法 88）

・　市町村の総合整備計画の策定に係る都道府県知事への協議（３条１項）に関し、当該計画の内容のうち、整備を必要とする辺地の事情及び総務省令で定める事項（同条２項１号及び５号）に係る都道府県知事への協議は、廃止する。

（４）過疎地域自立促進特別措置法（平 12 法 15）（農林水産省、国土交通省と共管）

・　市町村計画の策定に係る都道府県への協議（６条１項）に関し、当該計画の内容のうち、地域の自立促進の基本的方針に関する事項及び地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項（同条２項１号及び 10 号）に係る都道府県への協議は、廃止する。

・　市町村が管理する公共下水道の幹線管渠等の設置を都道府県が行う場合の公共下水道の指定に係る都道府県への協議（15 条３項）は、廃止する。

〔文部科学省〕

（５）学校教育法（昭 22 法 26）

・　市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可（４条１項２号）は、届出とする。

（６）文化財保護法（昭 25 法 214）

・　国の所有に属する土地等において発掘を施行しようとする場合における地方公共団体の教育委員会の関係各省各庁の長その他国の機関への協議（99 条２項）は、廃止する。

（７）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）

・　学校運営協議会を置く学校の指定に係る市町村教育委員会の都道府県教育委員会への協議（47 条の５第９項）は、廃止する。

〔厚生労働省〕

（８）水道法（昭 32 法 177）

・　地方公共団体による事業認可（６条、26 条）に係る申請事務の簡素化を図る。

・　地方公共団体が事業の変更を行う場合における厚生労働大臣の認可を要しない軽微な変更（10 条、30 条）の範囲を大幅に拡大する。

（９）国民健康保険法（昭 33 法 192）

・　市町村が一部負担金の割合を減じようとする場合その他政令で定める場合における都道府県知事への協議（12 条）は、廃止する。

（１０）林業労働力の確保の促進に関する法律（平 8 法 45）（農林水産省と共管）

・　都道府県知事の基本計画の策定又は変更に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議（４条３項）に関し、当該計画の内容のうち、雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置に関する事項並びに就業の円滑化のための措置に関する事項(同条２項３号及び４号)に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議は、事前報告･届出･通知とし、その他の事項（同条２項１号、２号及び５号）に係る農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議は、廃止する。

〔農林水産省〕

（１１）農業改良助長法（昭 23 法 165）

・　都道府県の協同農業普及事業の実施に関する方針の策定又は変更に係る農林水産大臣への協議（７条７項）は、廃止する。

（１２）森林病害虫等防除法（昭 25 法 53）

・　都道府県知事の都道府県防除実施基準の策定又は変更に係る農林水産大臣への協議（７条の３第３項）は、事後報告・届出・通知とする。

・　都道府県知事の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に係る農林水産大臣への同意を要する協議（７条の５第２項）は、被害が県域を越えて広域に拡大するおそれがある場合を除き、事後報告・届出・通知とする。

（１３）漁港漁場整備法（昭 25 法 137）

・　市町村長又は都道府県知事の漁港区域の指定又は変更に係る農林水産大臣の認可（６条７項）は、事後報告・届出・通知とする。

（１４）農業振興地域の整備に関する法律（昭 44 法 58）

・　都道府県知事の農業振興地域整備基本方針の策定に係る農林水産大臣への協議（４条５項）に関し、当該方針の内容のうち、農業振興地域における農業生産の基盤の整備及び開発等に関する基本的な事項（同条２項３号）に係る農林水産大臣への協議は、廃止する。
　ただし、当該事項（同条２項３号）について資料提供を行うこととする。

・　市町村の農業振興地域整備計画の策定に係る都道府県知事への協議（８条４項）に関し、当該計画の内容のうち、農用地利用計画以外の事項（同条２項２号から６号）に係る都道府県知事への協議は、廃止する。ただし、当該事項（同条２項２号から６号）について資料提供を行うこととする。

〔経済産業省〕

（１５）中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）（財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管）

・　主務大臣及び都道府県知事の商工組合等の設立認可、定款変更認可及び解散命令等に係る経済産業大臣への協議（101 条の２第３項）は、廃止する。

（１６）企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平 19 法 40）（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管）

・　地方公共団体の産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の作成又は変更に係る主務大臣への同意を要する協議（５条１項、６条１項）に関し、当該計画の内容のうち、産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項、市町村及び都道府県における手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項及びその他産業集積の形成等の促進に関する重要事項（５条２項８号、９号及び 12 号）に係る主務大臣への同意を要する協議は、廃止する。

〔国土交通省〕

（１７）港湾法（昭 25 法 218）

・　港湾区域に係る国土交通大臣又は都道府県知事の認可（４条４項）に関し、重要港湾及び避難港に係る認可は、同意を要する協議とし、その他の地方港湾に係る認可は、事後報告・届出・通知とする。また、港湾区域の認可の基準の規定を、港湾区域が本来満たすべき内容に係る規定に置き換えるとともに、港務局に係る港湾区域の設定について是正措置を規定する。

・　港湾管理者が料率の上限を定めて行う入港料の徴収又は当該料率の上限の変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議（44 条の２第２項）に関し、当該協議の対象となる港湾（施行令 17 条）を、国民経済･生活にとって影響の大きい港湾（スーパー中枢港湾）に限定する。

・　港湾管理者の特定埠頭の運営の事業の認定に係る国土交通大臣への同意を要する協議（54 条の３第３項）は、国有財産である港湾施設又は工事の費用を国が負担し若しくは

補助した港湾施設の貸付けに係らないものについては、事後報告・届出・通知とする。

（１８）道路法（昭 27 法 180）

・　都道府県知事の都道府県道の路線の認定、変更又は廃止に係る国土交通大臣への協議（74 条１項）は、廃止する。

（１９）海岸法（昭 31 法 101）（農林水産省と共管）

・　海岸管理者の海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行に係る主務大臣の承認（27 条２項）は、同意を要する協議とする。

（２０）下水道法（昭 33 法 79）

・　二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への同意を要する協議（２条の２第７項）は、同意を要しない協議とする。

・　公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計画の策定又は変更に係る国土交通大臣の認可又は都道府県知事の認可（４条１項、25 条の３第１項）は、市町村が設置する場合は都道府県知事への同意を要しない協議とし、都道府県が設置する場合で流域別下水道整備総合計画を策定していないときは国土交通大臣への同意を要しない協議とし、流域別下水道整備総合計画を策定しているときは国土交通大臣への事後報告・届出・通知とする。また、事業計画の認可の基準の規定を、事業計画が本来満たすべき内容に係る規定に置き換える。

（２１）河川法（昭 39 法 167）

・　市町村長がその管理する準用河川についてダム等の改良工事を行う場合の都道府県知事への協議（100 条により準用する 79 条２項２号）は、廃止する。

（２２）都市計画法（昭 43 法 100）

・　都道府県の大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画の決定に係る国土交通大臣への同意を要する協議（18 条３項）は、廃止する。

・　市の都市計画の決定に係る都道府県知事への同意を要する協議（19 条３項）は、同意を要しない協議とする。

（２３）国土利用計画法（昭 49 法 92）

・　都道府県の土地利用基本計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議（９条 10 項）は、同意を要しない協議とする。

〔環境省〕

（２４）大気汚染防止法（昭 43 法 97）

・　都道府県知事の指定ばい煙総量削減計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議（５条の３第３項）に関し、当該計画の内容のうち、削減目標量及び計画の達成の期間（同条第１項４号及び５号（ただし、計画の達成の方途を除く。））に係る環境大臣への同意を要する協議は、同意を要しない協議とし、計画の達成の方途（同条第１項５号（ただし、計画の達成の期間を除く。））に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。

（２５）自然環境保全法（昭 47 法 85）

・　都道府県自然環境保全地域の特別地区の指定又は区域の拡張に係る環境大臣への協議（49 条１項）は、廃止する。

（２６）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平 4 法 70）

・　都道府県知事の窒素酸化物総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議（７条３項）は、同意を要しない協議とする。

（２７）ダイオキシン類対策特別措置法（平 11 法 105）

・　都道府県知事の総量削減計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議（11 条３項）に関し、当該計画の内容のうち、削減目標量及び計画の達成の期間（同条１項３号及び４号（ただし、計画の達成の方途を除く。））に係る環境大臣への同意を要する協議は、同意を要しない協議とし、計画の達成の方途（同条１項４号（ただし、計画の達成の期間を除く。））に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。

３　計画等の策定及びその手続の見直し

〔内閣府〕

（１）　中心市街地の活性化に関する法律（平 10 法 92）（内閣官房、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省と共管）

・　市町村の基本計画の作成に係る内閣総理大臣の認定（９条１項）又は認定基本計画の変更に係る内閣総理大臣の認定（11 条１項）に関し、当該計画の内容のうち、中心市街地の活性化に関する基本的な方針、中心市街地の活性化の目標及びその他中心市街地の活性化のために必要な事項（９条２項１号、３号及び 11 号）に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。

・　基本計画の内容のうち、中心市街地の活性化に関する基本的な方針、中心市街地の活性化の目標及びその他中心市街地の活性化のために必要な事項（９条２項１号、３号及び

11 号）に係る規定は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

〔総務省〕

（２）地方自治法（昭 22 法 67）

・　市町村の基本構想の策定義務に係る規定（２条４項）は、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化する。

・　広域連合の広域計画の公表に係る規定（291 条の７第３項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（３）消防組織法（昭 22 法 226）

・　都道府県の推進計画の策定義務に係る規定（33 条１項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

・　推進計画の内容に係る規定（33 条２項）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（４）地方公務員法（昭 25 法 261）

・　人事委員会の職階制に適合する給料表に関する計画の立案に係る規定（25 条４項）は、廃止する。

（５）辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭 37 法 88）

・　市町村の総合整備計画の策定義務に係る規定（３条１項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

・　総合整備計画の内容のうち、整備を必要とする辺地の事情及び総務省令で定める事項に係る規定（３条２項１号及び５号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・　総合整備計画に関し都道府県が市町村に協力して講じようとする措置の計画の策定義務に係る規定（３条３項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（６）石油コンビナート等災害防止法（昭 50 法 84）（経済産業省、国土交通省と共管）

・　防災計画の内容のうち、防災に関する調査研究に関すること、特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること並びにその他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関することに係る規定（31 条２項３号、15 号及び 16 号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（７）過疎地域自立促進特別措置法（平 12 法 15）（農林水産省、国土交通省と共管）

・　都道府県の自立促進方針の策定義務に係る規定（５条１項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

・　自立促進方針の内容のうち、過疎地域の自立促進に関する基本的な事項に係る規定（５条２項１号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・　市町村計画の策定義務に係る規定（６条１項）は、「できる」規定化又は努力義務化す

る。

・　市町村計画の内容のうち、地域の自立促進の基本的方針に関する事項及び地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項に係る規定（６条２項１号及び 10 号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・　都道府県計画の策定義務に係る規定（７条１項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（８）市町村の合併の特例等に関する法律（平 16 法 59）

・　都道府県の構想の公表に係る規定（59 条４項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

〔厚生労働省〕

（９）医療法（昭 23 法 205）

・　都道府県の医療計画の内容のうち、地域医療支援病院等の整備の目標に関する事項及び医療提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（30 条の４第２項９号及び 13 号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・　基準病床数制度のあり方については、各都道府県の次期医療計画の策定時期に合わせ、平成 23 年度までに結論を得ることとする。

〔農林水産省〕

（１０）農山漁村電気導入促進法（昭 27 法 358）（経済産業省と共管）

・　都道府県農山漁村電気導入計画の策定義務に係る規定（２条１項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

〔経済産業省〕

（１１）小規模企業者等設備導入資金助成法（昭 31 法 115）

・　都道府県の事業計画の作成に係る規定（12 条１項）は、廃止する。

（１２）中小企業支援法（昭 38 法 147）

・　都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画の作成に係る規定（４条１項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（１３）中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平 19 法 39）（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管）

・　都道府県の基本構想の作成に係る規定（４条１項）は、廃止する。

・　基本構想の作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定（４条１項、５条１項）は、廃止する。

・　基本構想の内容に係る規定（４条２項）は、廃止する。

・　基本構想の公表に係る規定（４条５項）は、廃止する。

（１４）企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平19法40）（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管）

・　地方公共団体の産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の内容のうち、産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項、市町村及び都道府県における手続きの迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項及びその他産業集積の形成等の促進に関する重要事項に係る規定（５条２項８号、９号及び12号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

４　その他の義務付け・枠付けの見直し

〔総務省〕

（１）地方自治法（昭22法67）

・　内部組織の設置及びその分掌する事務に関する条例を制定し又は改廃したときの総務大臣又は都道府県知事への届出（158条３項）は、廃止する。

・　議会から予算の送付を受けた場合における総務大臣又は都道府県知事への報告（219条２項）は、廃止する。

・　議会で認定された決算の総務大臣又は都道府県知事への報告（233条６項）は、廃止する。

・　条例を制定し又は改廃したときの総務大臣又は都道府県知事への報告（252条の17の11）は、廃止する。

・　広域連合の広域計画の構成団体の長への送付及び総務大臣又は都道府県知事への提出（291条の７第３項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（２）地方公営企業法（昭27法292）

・　利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務（32条１項）、減債積立金等の使途に係る規定（同条３項、４項）、資本剰余金の源泉別の積立てに係る規定（同条５項）及び資本剰余金の使途に係る規定（同条６項）は、廃止し、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。また、議会の議決を経て、資本金の額の減少を行うことができることとする。

・　欠損の処理の規定（32条の２）のうち繰越しに係る政令委任規定は、廃止する。

・　企業団の監査委員の定数に係る規定（39条の２第５項）は、廃止する。

〔経済産業省〕

（３）中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）（財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と共管）

・　主務大臣及び都道府県知事の協業組合の設立認可、定款変更認可及び解散命令等に係る経済産業大臣への通知（101 条の２第２項）は、廃止する。

予算編成の基本方針

（平成21年12月15日
閣　議　決　定）

１．　経済・社会の現状
――歴史的転換点に立って

日本経済の直近の動向を見ると、景気は、持ち直してきているが、高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として情勢は厳しい。先行きも、雇用環境の一層の悪化や円高、デフレによる景気抑制圧力の拡大、財政悪化に伴う長期金利の上昇などの懸念材料が存在し、予断を許さない。こうした中で国民は、日々の生活に不安を抱え、将来不安はますます増大している。

中長期的には、日本社会は人口減少と超高齢化が同時に進行するという人類史上類例のない事態を迎えているほか、地球温暖化をはじめとした人類の生存に関わる地球規模の脅威にも直面している。

このような状況の下、歴史的な政権交代を経て誕生した新政権が編成する初めての予算においては、右肩上がりの経済成長の前提のもとでの旧来型の資源配分や行政手法を転換し、経済社会の構造や重視すべき価値を変え、国民生活に安心と活力をもたらす第一歩を踏みだすものとすることが必要である。

２．　予算編成の基本理念
――既存の「官」のあり方を問い直す

予算編成とは、貴重な国民の税金をどのように用いるか、選択を行う作業に他ならない。現在の国民のみならず、未来の国民に対しても責任を持つ選択を行うのが政治の役割である。未来を創る子ども達のために必要な政策を実行するため、政治が最大限の努力を行わなければならない。以下のような基本理念に立ち、全閣僚、全政務三役が一丸となって、責任ある予算編成に取り組むこととする。

（１）「コンクリートから人へ」

新政権は、「コンクリートから人へ」の理念に立ち、税金の使い途を徹底的に見直し、予算の中身を抜本的に変革する。

政治や行政が予算を増やせばすべての問題が解決され、景気や経

済成長に効果がある、との考え方はとらない。「金より知恵を出す」姿勢に立ち、限られた資源をより効果的に配分する。特に、ハコモノや護送船団的な施策に偏った旧来型の非効率な予算から脱却して、中間段階での税金の無駄の排除を徹底し、最終的な需要者にお金が直接届く施策を行う。

また、医療・介護をはじめとする社会保障分野への投資は、幅広い雇用の受け皿を国民に提供するだけでなく、中期的には高い投資効果が期待できる。

こうした観点から予算の中身を見直し、必要性の高い分野への重点的な投資を行うことこそが、最大の経済刺激策であり、持続的かつ安定した経済成長の土台となる。

（２）**「新しい公共」**

新政権は、人と人が支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の概念を目指した予算を作成する。

予算をはじめとする資源の配分を通じて、中央の「官」が公共政策の担い手の立場を独占することを改め、国民一人ひとりが「自立と共生」の理念を育み、社会の「絆」を再生し、人と人の信頼関係を取り戻していく社会を作る。人を支え、人の役に立つことを喜びとする新しい価値を創り出していく。

（３）**「未来への責任」**

新政権は、少子化や温暖化といった社会・経済の歴史的な転換点において、高い志と豊かな構想力をもって、新たな飛躍と充実の路を見出していく。

その観点から財政のあり方を根本から見直し、しがらみや既得権益を断ち切り、「未来への責任」を果たしうる、戦略的な税財政の骨格を作る。

（４）**「地域主権」**

「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていく。

（５）**経済成長と財政規律の両立**

新政権は、経済成長と財政規律を両立させる予算を編成する。

「経済なくして財政なし」。健全な経済のないところに、健全な

財政も存立しえない。したがって経済成長や国民生活の安定、セーフティネットの強化という観点からも、財政の持続可能性を高めていく。

以上の基本理念のもとで予算を編成した上で、今後の経済運営に当たっては、国民の暮らしに直結する名目の経済指標を重視するとともに、デフレの克服に向けて日本銀行と一体となって強力かつ総合的な取組を行う。また、平成 21 年度第２次補正予算と平成 22 年度予算を一体として切れ目なく執行することにより、景気が再び落ち込むことを回避し、着実に回復させるとともに、将来の安定的な成長につながる予算としていく。これにより、民需は底堅く推移し、自律的な成長軌道に向けて、景気は緩やかに回復していくものとみられる。

３．平成 22 年度予算の重点分野
――「人間のための経済」

新政権は、「人間のための経済」を目指す。何よりも人のいのちを大切にし、国民の生活を守る政治を行う。国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく。

こうした観点から、平成 22 年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置く。

（１）子育て

子育てや教育を個人の問題とせず、未来への投資として、社会全体が助け合い負担するという発想の下、子どもやお年寄りなどの弱い立場の方々を社会全体で支え合う。

少子化の傾向に中長期的に歯止めをかけることは、将来にわたって社会の活力と経済成長を維持するための種をまくことにつながる。こうした観点から、子ども手当を導入し、保育を含めた子育て支援の抜本的な充実を図るとともに、高校生の子供を持つ家庭への支援も拡充する。更に、幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革など、新たな需要創出に向けた改革に正面から取り組む。

なお、子育て世代は消費性向も高く、これらの世代への支援は、消費拡大の面からも即効性が高い。

（２）雇用

働くことによって人を支え、人の役に立つことは、人間にとって大きな喜びとなる、という観点から、働くことを労働対価の獲得とい

う側面だけで捉えず、国民一人ひとりに「居場所」と「出番」のある社会の構築を目指す。

雇用の確保は国民の生活と安心の基盤であり、今後の社会の変化に応じた新しい需要とそれを供給する新しい雇用を生み出していかなければならない。

このため、10 月の「緊急雇用対策」（平成 21 年 10 月 23 日緊急雇用対策本部決定）や今般の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月８日閣議決定）の施策を迅速に実施するほか、今後の成長へ向けた雇用戦略を展開する。

（３） 環境

地球温暖化は人類の生存を脅かす問題であり、国際社会と協力しながら果敢に取り組む必要がある深刻な問題である。

その一方、環境分野は新たな需要の宝庫であり、我が国の優れた環境技術に磨きをかければ、成長の促進や雇用の創出に果たす役割は大きい。

新政権による温室効果ガスの 25%削減目標への取組み（「チャレンジ 25」）は、我が国の成長・発展のための大きなチャンスでもある。再生可能エネルギーの利用推進等、脱化石燃料社会への歩みを進めるとともに、税財政の構造を含めて、経済・社会の在り方自体を大胆に転換する。

地球温暖化対策に関する予算については、政治主導で縦割りを打破し、省庁間の重複を排除する。また、排出量削減への寄与等の客観的な情報に基づき、施策に厳しく優先順位を付ける。

（４） 科学・技術

科学・技術は、社会の夢や希望を育み、我が国が将来にわたり「知恵」で生きていく基盤を創る重要な手段である。いのちに関わる医療や地球規模の課題である環境分野などにおいても、科学・技術が果たす役割は大きく、国家の戦略上、重要な役割を担う分野である。

その一方、これまでの資金配分や研究体制、研究成果の評価等については見直しの余地も多いことから、科学・技術に関する従来の推進体制を改め、総合科学技術会議の改組も検討する。

科学技術予算については、無駄や府省間の重複を排除しつつ、将来の戦略上重要な分野に投資を集中する。

（５）マニフェストの責任ある実施

国民と約束したマニフェスト（「三党連立政権合意書」を含む。）の実現へ向けて全力で取り組むことは、新政権が追求する新たな国民

主権の政治の基本原則であり、新政権の国民への責務である。

一方、厳しい経済情勢を反映して税収が急激に落ち込む中、国家財政は戦後の混乱期に準ずる危機的状況に陥っており、国民の付託に応えて責任を持って経済財政を運営していくためにはマニフェストの主要事項についてもしっかりと優先順位を付けて効率的に実施する必要がある。

こうした観点から、平成22年度予算におけるマニフェストの主要事項の具体的な取扱いについては、総理の統括のもと、国家戦略室及び「予算編成に関する閣僚委員会」において検討し、責任ある結論を得ることとする。

４．新たな成長戦略の策定
――日本に輝きを取り戻すために

以上の平成22年度予算編成に当たっての重点分野は今後の我が国経済社会の活力ある発展を実現するためにも極めて重要な分野である。このことは、数値としての経済成長率や量的拡大のみを追い求める従来型の成長戦略とは一線を画するものでなければならない。単年度の景気刺激の視点ではなく、中長期的に我が国の経済社会が持続的な発展を遂げ、世界中から、日本の産業、経済、そしてそれらを包摂した日本の社会様式や価値観が信頼され、憧憬されるような、そのような日本の国家、社会、文化を形作るための新たな戦略の策定が喫緊の課題である。

このため、総理の直轄のもと、国家戦略担当大臣を中心に、上記重点４分野に加え、アジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促すという視点を加えた、新たな成長戦略を年内にも示すこととする。

５．予算編成過程を刷新する

国民主権とは、国民自らが国の政策決定に責任を持つことであり、物言えぬ将来の国民にツケを回すような無責任な財政運営を行ってはならない。同時に、「依らしむべし、知らしむべからず」といった独善的な発想で、財政規律の確保に失敗を重ねてきたことを、ほかならぬ政治と行政が深く反省しなければならない。国民・納税者の視点に立ち、国民が自らの税金の使い途を自ら精査し、自ら主体的に決定する、国民中心の予算編成を行い、予算の効率化と財政の健全化を目指す。

（１）事業仕分けの反映

新政権は、予算編成を国民に開かれたものとし、国民各層に、予算編成過程を自らの問題として意識していただくことを目的に「事業仕分け」を実施し、国民・納税者の視点から「しがらみ」を排して白地で予算・事業の評価を行った。

この評価結果を踏まえ、平成22年度予算編成において、内閣の責任で歳出を大胆に見直す。その一方、殊に政治的判断を要する事業は、予算編成の過程において必要な結論を得る。総じて、予算に盛られる事業については、国民の納得が得られるように十分な説明責任を果たす。

事業仕分けの結果、横断的見直しが必要な項目については、仕分け対象事業のみならず横断的に事業の見直しを徹底する。平成22年度予算への事業仕分けの評価結果等の反映状況は、予算編成後速やかに公表する。

（２）入るを量りて出ずるを制す

新政権は、「入るを量りて出ずるを制す」予算編成を行い、先に歳出ありきで、足らざるを野放図に国債で埋めるというこれまでの予算編成の在り方から脱却する。

その一環として、事業仕分けの評価結果の厳格な反映によって不要不急の歳出の削減を行うとともに、特別会計について聖域なき見直しを断行した上で税外収入を確保し、これを最大限活用した予算編成を行う。

その上で、未来への責任を果たす財政運営を行う観点から、国債発行額の水準についても、財政規律を重視する姿勢を明確に示すものでなければならない。長期金利の急激な上昇を招かないよう、市場の発信を受け止め、市場の信認を確保することが重要である。

他方、現在の厳しい経済状況にも鑑みれば、直近の財政拡大的な国債発行の水準をある程度容認する必要がある。こうした観点から、平成22年度の国債発行額を、前政権が編成した平成21年度第1次補正予算後の国債発行額である約44兆円以内に抑えるものとする。

（３）予算編成改革

新政権は、予算編成・執行プロセス自体を改革し、中長期的な予算の効率化・財政健全化の枠組みを作る。このため、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）等に基づく改革の実現に向けて取組を進める。とりわけ、政策評価や、施策の効果の客観的な検証を予算編成に的確に反映させるために、国家戦略室が指針を示す。

また、来年前半には複数年度を視野に入れた中期財政フレームを作るとともに、中長期的な財政規律の在り方を含む「財政運営戦略」を策定し、財政健全化への道筋を示す。その際、諸外国の取組も参考としながら、①構造的な財政赤字の削減につなげる、②中長期的には公的債務残高の対 GDP 比を安定的に縮減させていく、ことを念頭に置いて検討を進める。

地域主権型地方財政のあり方及び
平成２２年度の地方財政についての意見

平成21年12月18日

地　方　財　政　審　議　会

地域主権型地方財政のあり方及び平成22年度の地方財政についての意見（目次）

第一　はじめに　～地域主権を確立するために～.....1

第二　地域主権型地方財政のビジョン.....2
１　地域主権型地方財政を支える地方税制度の確立.....2
（１）地方税の十分な確保
（２）国と地方の役割分担に応じた税源配分
（３）課税自主権の拡充
２　地域主権型財政調整制度の確立.....3
（１）新しい財政調整制度の性格と機能
（２）総額の安定的な保障
３　国庫補助負担金改革の目指すべき方向性.....4
４　地方債のあり方と地方公共団体金融機構の充実.....5
５　財政規律の確保.....5
６　国と地方の協議の場の法定化.....5

第三　地域主権確立への第一歩としての地方自主財源の確保
～平成22年度の地方税財政対策～.....6
１　「人間のための経済」の実現を目指した財政需要の適切な把握.....6
２　地方交付税の増額と法定率の引き上げによる地方自主財源の大幅な拡充.....6
３　地方税の充実強化と地方税体系の見直し.....7
４　国直轄事業負担金の廃止による「強制された乗客」からの脱却.....8
５　地域主権の範としての子ども手当等.....9
６　国庫補助負担金の廃止・縮減.....9
７　一括交付金化に向けた検討の視点.....10
８　公債費負担の軽減と地方債資金の確保.....11

第四　「緑の分権改革」の推進等による自立する地域のサポート.....11
１　「緑の分権改革」の推進.....11
２　定住自立圏構想の推進.....12
３　切れ目のない過疎対策の推進.....12
４　自主的市町村合併の円滑化.....12
５　財政健全化法に基づく財政規律の確保.....13
６　公共サービス基本法の精神に則った適切な公共サービスの提供.....14
（１）公共サービスの効率的な実施
（２）住民への適切な情報提供のための地方公会計の整備
（３）地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本改革
（４）地方公営企業の会計制度等の改革
（５）新しい公共サービスの担い手の育成

第五　おわりに　～地域主権の確立に向けて～.....16
１　地域主権を確立するための基本法の制定.....16
２　地域主権の理念に照らした政策判断の必要性.....17

地域主権型地方財政のあり方及び平成22年度の地方財政についての意見

平成21年12月18日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地域主権型地方財政のあり方及び平成22年度の地方財政について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

第一　はじめに　～地域主権を確立するために～

政権交代によって誕生した現政権は、最重要政策として「地域主権」を掲げている。地域主権を確立するためには、住民に一番身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、中央集権制度を抜本的に改めていかなければならない。

こうしたことを実現するためには、地方税財政についても、地方税、地方交付税、地方債及び国庫補助負担金を一体的に見直し、地域主権型地方財政を確立していくことが基本となる。

このような問題意識から、当審議会としては、地域主権型地方財政のあり方について議論を重ねてきたところであり、今般、その結論を得るに至った。

当審議会からは、まず、地方税を質、量ともに充実させ、地方税を中心とした地方財政を構築すべきこと、それと併せ、財政調整（格差是正）機能と財源保障機能を一層強化した地域主権型財政調整制度を構築すべきことなどを「地域主権型地方財政のビジョン」として提言する。

このビジョンに則って、平成22年度の地方財政対策については、「地域主権確立への第一歩としての地方自主財源の確保」として、地方交付税の増額と法定率の引き上げによる地方自主財源の大幅な拡充を軸としながら、地方税の充実を図っていくべきことなどについて提言する。併せて、地域再生のための施策については、「『緑の分権改革』の推進等による自立する地域のサポート」の必要性について提言する。

以下、これらについて詳述する。

第二　地域主権型地方財政のビジョン

１　地域主権型地方財政を支える地方税制度の確立

（１）地方税の十分な確保

地域主権型地方財政においては､自らの歳出は自らの財源で賄い、受益と負担の明確化を図るという自治の原点に立ち返って、地方税が歳入の中心となるべきである。

さらに、地域社会の再生と地域における生活を守るため、地方自治体の果たすべき役割への期待が高まっており、地方税の十分な確保が不可欠である。

こうした地方税の充実を図るに当たっては、その税目は応益性を有し、薄く広く負担を分かち合う性質のものであること、さらには、税源の地域的な偏在性が少なく、税収が安定した性質のものであることが望ましく、地方消費税や住民税を中心とした地域主権型税制を確立すべきである。

（２）国と地方の役割分担に応じた税源配分

地域主権型税制は、国と地方の役割分担に応じて地方自治体に対等な課税権を設定すべきである。こうした観点に立って、国と地方の税源配分を５：５とすることを今後の改革の当初目標とすべきである。

なお、税源移譲に関しては、それに対する批判として、三位一体の改革により税源移譲を実施した結果、税源が都市部に集中し、地方との格差が拡大したのではないかという批判がある。しかし、先般の税源移譲は、個人住民税所得割の税率を10％の比例税率化することで実施したため、比較的高所得者が集中する都市部の税収の増加は相対的に小さく、一人当たりの税収が一番多い都道府県と一番少ない都道府県の倍率が縮小する結果となったものである。

（３）課税自主権の拡充

地方自治体の創意工夫による課税自主権の拡充は、地方財政の充実に加え、地域の多様化に合わせた自治体経営の自律的展開の観点から必要である。

しかしながら、国民の経済活動を包括的に課税対象とし、経済政策と整合性を図りつつ、国・地方を通じた課税水準を法定する現行の税制下では、地方税の超過課税や法定外税による財源確保には自ずと限界がある。

したがって、課税自主権の拡充に当たっては、併せて地方自治体が基幹的な施策を展開するために必要な財源を確保できるよう、安定的に地方税を確保することが必要である。

２　地域主権型財政調整制度の確立

（１）新しい財政調整制度の性格と機能

地域主権の確立により、地方自治体が一層自立すれば、その一方で地方自治体間の連帯もより強まるものである。したがって、地域主権型地方財政においては、地方税の充実と同時に、適切に財政調整が行われることが不可欠となる。

そのため、地域主権型地方財政を支える、財政調整（格差是正）機能と財源保障機能を一層強化した新たな財政調整制度を創設することが必要である。その際、財政調整（格差是正）機能と財源保障機能は一体不可分なものでなければならない。

地域主権型財政調整制度においては、自立した地方自治体が相互に支え合うという観点から、その財源は地方自治体固有のものであり、かつ地方自治体共有のものであることを明確にする必要がある。そのため、国税の一定割合を直接、財政調整制度のもとにある会計などに繰り入れることとすべきである。

（２）総額の安定的な保障

三位一体の改革は、地方自治体の一般財源を増やすことがその目

的であったにもかかわらず、結果的には一般財源の削減につながり、本来の改革の目的に反するものであったと言えよう。

三位一体の改革として行われた地方交付税の削減は、地方財政計画上、地方自治体に相当厳しい歳出の抑制を要請することを伴った。このことにより、結果として地方経済は大きな負の影響を受け、疲弊するに至っている。

そこで、疲弊した地方を再生させ、個性ある地域づくりができるよう、地方自治体の自主財源を充実しなければならない。

地域主権型地方財政において、地方自治体の財源を充実するに当たっては、安定的な財政運営を行うに足る一般財源を、地方税とともに地域主権型財政調整制度により十分に確保することが必要である。併せて、財政調整制度の基盤となる地方共有の税の水準については、地方自治体の安定的な財政運営のため予見可能性を高める観点からも適切なものとすべきである。

３　国庫補助負担金改革の目指すべき方向性

地域主権型地方財政の確立を図るに当たっては、国が講じている様々な施策について、国と地方の経費負担のあり方を抜本的に見直していくことが必要である。

したがって、国庫補助負担金についても、地方自治体の自主性・自立性の強化を図る見地に立って、その廃止、縮減を図ることなどにより抜本的に見直し、税源移譲をはじめ、地方自治体が自由に使える財源を増やすことに結びつけていくことが重要である。

国庫補助負担金を見直し、平成23年度から一括交付金制度を創設することは、従来の中央集権的な国と地方の経費負担を抜本的に見直す観点からは評価できるものである。しかし、一括交付金も特定補助金の一類型であるならば、将来的には地方自治体の自主財源としての地方税や財政調整制度としていくことを前提とするべきであり、あくまでも過渡的な制度とするべきである。また、真に必要なものを除き、できるだけ速やかに地方税財源や財政調整制度へと移行していくべきである。

４　地方債のあり方と地方公共団体金融機構の充実

地方自治体の起債自主権が確立されるよう、地方債の発行に係る国の関与の見直しが必要である。その際、地方債についての市場の信認やリスク・ウェイトがゼロとされてきた現行の位置づけが維持されるよう十分配意する必要がある。

また、その場合にも、資金調達力の弱い地方自治体が円滑な資金調達を行うことができるよう、地方自治体の共同資金調達機関である地方公共団体金融機構の財務基盤、貸付規模の充実を図るべきである。

起債自主権を歪めるとの批判もある事業費補正については、地域主権の観点も踏まえ、財政力が弱い地方自治体の事業実施に十分配慮しつつ、地方債の種類や性格に応じて、精査のうえその縮減を図るべきである。

５　財政規律の確保

極めて厳しい地方財政の状況の下、地域主権の確立を念頭に置けば、地方自治体は従来にも増して、自らの権限と責任において透明性の高い、規律を持った財政運営を行うとともに、首長、議会及び住民によるチェックを通じて、自らの地域に対する責任をもつという自治本来の機能を発揮させることが重要である。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「地方公共団体財政健全化法」という。）により公表が義務付けられた財政指標のみならず、その構成要素についても、意義や分析方法などを理解してもらえるよう、わかりやすく分析･公表していく必要がある。

６　国と地方の協議の場の法定化

地域主権型地方財政を確立するためには、国と地方が対等の立場で対話する新たなパートナーシップ関係への根本的な転換が必要であり、「国と地方の協議の場」の法定化を早期に実現する必要がある。

国と地方の協議の場においては、地方に関する制度的枠組や地方の財政の運営に重大な影響を及ぼす事項について、地方自治体の代表と国の代表が協議を行うこととするべきである。

なお、協議の場において、地方自治体が国と対等な立場で議論を行う

ことにより協議の質を高めるためには、地方自治体の側においても、対等な協議の実施を支えるための体制の強化を図ることが必要である。

第三　地域主権確立への第一歩としての地方自主財源の確保
～平成22年度の地方税財政対策～

１　「人間のための経済」の実現を目指した財政需要の適切な把握

三位一体の改革における地方交付税改革により、地方交付税総額が大幅に減額された結果、財政力が弱い団体を中心に、住民サービスの水準を引き下げざるを得ない状況まで生じており、住民の生活保障が危機的状況を迎えようとしている*1。

「国民の命と生活を守る」を第一に掲げる政府としては、このような状況を看過してはならない。

地域住民の命と生活を守るため、地方自治体が行う地域医療の確保、高齢者に対する福祉・介護サービスといった基礎的サービスの確保が可能となるよう、また、地方自治体が、地域の深刻な経済・雇用情勢の実情に応じ、産業振興や雇用創出など地域の再生につながる施策を自主的・主体的に行えるようにするためにも、それらの施策に係る地方自治体の財政需要を適切に把握した上で地方財政計画に積み上げ、所要の一般財源を確保すべきである。

２　地方交付税の増額と法定率の引き上げによる地方自主財源の大幅な拡充

前述のとおり、大幅に地方交付税が削減された結果、地域経済は大きく疲弊している。

更に、昨秋以降の実体経済の落ち込みにより、地方税や地方交付税の原資となる国税５税の減収が継続し、来年度も財源不足額が大幅に生じることが想定されている。

---

*1　「社会保障制度に関する特別世論調査」（平成20年９月）によれば、社会保障制度に対する満足度は「不満」が75.7%となっている。社会保障制度の中で満足していない分野については、「年金制度」（69.7%）、「医療制度」（56.4%）、「介護制度」（53.3%）、「少子化関連（出産・育児支援）制度」（42.4%）などとなっている。

そのような中にあって、地域主権の実現により地域を活性化するためには、地域主権の実現に向けた第一歩として、地方自治体共有の固有財源である地方交付税を大幅に増額することにより、地方自治体の財源を充実していくべきである。

その際、地方財政において、毎年度巨額の財源不足が生じ、地方交付税法第６条の３第２項に該当するという不安定な状況が、平成８年度以降連続14年間続いていることにかんがみれば、地方交付税の安定性を高め、かつ、地方自治体の予見可能性を高めるため、同項に規定する地方交付税の法定率の引上げを行うことにより、財源不足額を解消するべきである。

３　地方税の充実強化と地方税体系の見直し

税制については、「公平・透明・納得」なものとする観点から、特定の者の税負担の軽減等を行う措置等は、その政策目的、効果等を十分に洗い直し、抜本的な整理合理化を図るとともに、その新設・拡充・延長は抑制するべきである。

整理合理化に当たっては、期限の定めがある措置については、その期限到来時に原則廃止すべきである。ただし、その措置について、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」、補助金等他の政策手段と比して「相当性」のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞り込みを前提に、存続させることを検討すべきである。

自動車関係諸税の暫定税率の廃止の検討に当たっては、地球温暖化対策に係る国際的な取組みのなかでの我が国の役割・責任、現下の課題となっている環境税制の導入と「緑の分権改革」の推進なども踏まえた環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方ともに生ずる貴重な税収入の減少への対応などについて十分に考慮すると、特に地方環境税の創設をはじめとした地方税源の確保が必要である。

なお、地方自治体の課税権については、国と地方及び地方自治体間の適正な税源配分や各地方自治体の住民負担の均衡を図るため、適切に行使すべきである。

4　国直轄事業負担金の廃止による「強制された乗客」[*1]からの脱却

現在、直轄事業負担金については、いわゆる「強制された乗客」の問題が生じている。

その問題点の一つは、地方自治体の貴重な財源が直轄事業に配分され、真にその地域社会が必要とする公共サービスに配分されないという点である。もう一つは、十分な事前説明がなく乗せられた上、負担内容が分からないまま負担金の支払いを求められているという点である。この「強制された乗客」から脱却するため、以下の方向で改革を進めるべきである。

直轄事業については、地域主権を確立するため、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、それ以外の事業は地方自治体に移管するべきである。

維持管理費は、管理者負担の原則から、管理主体である国が負担すべきである。また、維持管理費負担金については、地方自治体からも直ちに廃止すべきとの強い意見があるところであり、来年度から全廃すべきである。

現在、国土交通省から修繕費負担金を残すという提案があるが、維持費と修繕費の区分、また、修繕費と建設費の区分が曖昧であることから、修繕費負担金のみ残すようなことはすべきではない。直轄事業負担金問題は、制度そのものに対する批判に加え、請求内容など運用に対する不審の高まりが背景にある。したがって、地方自治体が運用に不審を持つような制度改正は厳に慎むべきである。

また、流水占用料等は、現行の河川法制定時において総理裁定を経て都道府県の帰属とされた使途の制限のない地方自治体の重要な自主財源である。実態としても、都道府県は、維持管理費負担金だけでなく、建設費負担金に加え一級河川の都道府県管理区間の管理費用を負担するほか、森林保全等水源涵養に係る費用などを負担している。したがって、維持管理費負担金の廃止と絡めて、流水占用料等の帰属を議論すべきではない。

建設費負担金については、速やかに工程表を作成の上、前に述べた直轄事業の範囲の縮小などと並行して取り組み、遅くとも平成25年度当初

---

*1　「強制された乗客」＝forced rider

予算までには全廃すべきである。その際には、社会資本整備が遅れている地域に配慮する必要がある。

また、直轄事業負担金制度を廃止した場合における直轄事業に対する地方自治体の意見の反映については、地方自治体の意見を十分に聞きつつ検討すべきである。

５　地域主権の範としての子ども手当等

若年層に対する福祉施策の充実の観点から、現在、政府が検討している「子ども手当」や「高校の実質無償化」等の実施に当たっては、地域主権の実現の観点からも試金石となるものであり、将来に禍根を残さないためにも、目指すべき地域主権の範たるものとなるよう制度設計を行うべきである。

これらの施策は、国の政策として打ち出されたものであり、行政責任明確化の観点からは国が責任を負うべきものである。また、これらは地方自治体に裁量の余地のない画一的な現金給付であり、現金給付は中央政府が責任を持ち、対人サービスの給付は地域の実情にあわせて住民に近いところで決定・実施するとの役割分担によるべきである。

こうした観点を踏まえ、地域主権を実現するための制度のあり方としては、子ども手当や高校の実質無償化については、全額国庫負担により実施し地方自治体の負担を求めるべきではない。

なお、これらの施策の運営を地方自治体が実施することとなった場合、その円滑な実施が図られるよう、地方自治体に対し事前に当該制度の十分な説明を行うとともに、その実施のための準備期間についても十分に確保すべきである。

また、現金給付の拡充に伴い、地方自治体における対人サービスを低下させることは適当ではなく、これまで通り対人サービスも十分に供給されるよう、それに要する財源を確保する必要がある。

６　国庫補助負担金の廃止・縮減

国庫補助負担金については、事務事業の廃止、縮小を行うことを基本として地方自治体の自主性・自立性の強化を図る見地に立って、その廃止、縮減を図り、税源移譲をはじめ、地方自治体が自由に使える財源を

増やすことが重要である。その際には、国と地方の財政秩序を維持する観点から、単なる予算削減を目的とした国庫補助負担率の引き下げなど、国の財政負担を地方へ転嫁するようなことは厳に行わないようにすべきである。

先般の行政刷新会議ワーキンググループにおいては、「自治体の判断に任せる」、「地方移管」などの仕分けがなされた事業があり、地方自治体からは、地方自治体への負担転嫁などを不安視する声も出ている。

今後、予算編成に当たっては、十分に地方自治体とも協議をし、地方自治体に移管される事業等については、税源移譲など確実な財源措置を講ずるべきである。

また、特定疾患治療研究費補助金や幼稚園就園奨励費補助金等の国庫補助負担金等に係る地方自治体の超過負担については、その解消を図るべきである。

なお、地方自治体の自主的な行財政運営や行政の簡素効率化の観点から、国庫補助負担金に係る申請書類や事務手続きの簡素合理化を積極的に進めるとともに、交付決定及び資金交付を遅延することなく適正に行うべきである。

7　一括交付金化に向けた検討の視点

現在よりも地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大する改革として、国庫補助負担金を改め、基本的に地方自治体が自由に使える「一括交付金」の創設が検討されている。

この一括交付金の制度設計に当たっては、まずは、現行の補助金所管省庁の関与が残らないようにすべきである。また、地方自治体の意見も踏まえながら、地方自治体が必要とする事業の執行に支障が生じないよう、必要な総額を確保する必要がある。

さらに、その交付基準は、基本的に客観指標によるべきであるが、その策定に際しては、地域間の格差是正の観点から財政力、社会資本整備の状況等を考慮するとともに、継続事業の執行に支障が生じないように配慮すべきである。

なお、社会保障など義務的な性格のものについては、その必要額を確実に確保すべきである。

８　公債費負担の軽減と地方債資金の確保

極めて厳しい地方財政の状況の下、地方自治体等の強い要望を踏まえ、公的資金の補償金免除繰上償還により、引き続き高金利地方債の公債費負担の軽減に取り組む必要がある。

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、一般市町村を中心に、所要の公的資金を確保すべきである。

同時に、資金調達は自らの権限と責任において行うべきであるという観点から、都道府県及び政令指定都市においては全国型市場公募地方債等による市場からの資金調達を一層推進するとともに、一般市町村においても住民参加型市場公募地方債の活用などにより、民間資金調達を充実することも求められる。

併せて、住民及び市場関係者の一層の理解が得られるよう、地方債に関する制度や商品性について、積極的にＩＲ活動等により情報提供を行う必要がある。

公営競技納付金制度は、地方公共団体金融機構の重要な財務基盤であり、全国的なレベルでの公営競技収益金の均てん化措置として、重要かつ有効な手段であることにかんがみ、平成23年度以降においてもその延長を図るべきである。

第四　「緑の分権改革」の推進等による自立する地域のサポート

１　「緑の分権改革」の推進

地域主権型社会を確立するためには、行財政制度のみならず、個々人の生活や地域の経済等における地域主権をも目指すべきである。

こうした観点に立てば、個々人の生活や地域経済における基本問題であるエネルギーや食料の供給構造も考慮した、地域主権型社会を確立していかなければならない。

「緑の分権改革」とは、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して、豊かな自然環境、地域において生産される食料、再生可能なクリーンエネルギー、歴史文化資産等の地域資源や域内での資金循環等を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、「地域から人材、

資金が流出する中央集権型の社会構造」を「地域の自給力と富を生み出す力を高める地域主権型社会」へと転換することである。

こうした「緑の分権改革」を、地域主権改革の重要な柱として位置づける必要がある。

２　定住自立圏構想の推進

住民の生活実態やニーズに応じて、基礎自治体が自主的な協定を締結し、相互に役割分担して連携する「定住自立圏構想」を推進することにより、圏域全体で生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守ることが必要である。平成21年11月末時点では、36市が中心市宣言を行い、61市町村により12の定住自立圏が形成されており、全国の定住自立圏の取組状況を踏まえ、引き続き定住自立圏の取組に対する財政措置を講じるべきである。

３　切れ目のない過疎対策の推進

過疎地域自立促進特別措置法は、本年度末で失効するが、過疎地域においては、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

こうした過疎地域の厳しい状況を踏まえれば、農林漁業の立て直し、産業の育成、医療をはじめとする暮らしの安心の確保などを図り、過疎地域が自立的・持続的な地域経営を行えるようにしなければならない。このため、それぞれの地域がその個性や資源を十分いかしながら、地域の活性化に向けた施策を積極的に展開できるよう、「コンクリートから人へ」という考え方も取り入れたソフト対策の充実も含め、立法措置に基づく切れ目のない過疎対策を講じていくことが必要である。

４　自主的市町村合併の円滑化

平成11年度以来、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体を確立すること等を目的として、全国的に市町村合併が推進

され、その結果、平成11年３月31日に3,232あった市町村数は1,742[*1]となり、全体として、市町村合併は相当程度進展している。

一方で、全国的な市町村合併推進運動は、開始後10年が経過し、従来と同様の手法を続けていくことには限界があると考えられることから、市町村の合併の特例等に関する法律の期限である平成22年３月末までで一区切りとすることが適当である。

しかしながら、今後の地域主権改革の進展や少子高齢化等の課題を踏まえれば、市町村の行財政基盤の強化は引き続き必要であり、その手法として自ら合併を選択する市町村に対して合併を円滑にする措置を引き続き実施するため、財政措置も含めた制度の整備を行うべきである。

併せて、これまでに合併した市町村に対し、市町村合併支援プラン等で示された財政措置を確実に行うべきである。

５　財政健全化法に基づく財政規律の確保

平成19年６月に制定された地方公共団体財政健全化法が、平成21年度から財政健全化計画及び財政再生計画の策定の義務づけ等の規定も含め、本格的に施行された。

財政指標が基準以上となった団体にあっては、議会の議決を経た財政健全化計画等に基づいて、財政の健全化に向けた取組を着実に実施する必要がある。

また、地方公共団体財政健全化法は、全ての地方自治体を対象として財政の健全化を図ることを目的としており、基準未満の地方自治体においても、法の趣旨を十分理解の上、不断に財政健全化に取り組まなければならない。

そのためには、各地方自治体において、財政指標の単純な評価のみではなく、行政改革の進捗状況、財政構造の弾力性及び将来にわたる財政負担の見込み等を把握し、総合的に財政状況を評価することが必要である。

財政指標の公表の際には、住民や議会への説明責任の観点から、財政指標の分析、他団体との比較等を行った上で、住民に対してわかりやすく説明すべきである。また、財政健全化計画等及びその実施状況の公表

---

*1　平成22年３月31日見込み

等は、住民自治による財政の健全化を推進する上で必要なものであり、基本方針や具体的方策について分かりやすく公表するよう努める必要がある。

６　公共サービス基本法の精神に則った適切な公共サービスの提供

公共サービス基本法が本年７月１日に施行され、公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施は、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として行わなければならないとの基本理念が定められたところである。

各地方自治体においては、公共サービス基本法の基本理念に則り、以下の事項に留意しつつ、安全かつ良質な公共サービスが、確実、効率的かつ適正に実施されるよう努めることが重要である。

（１）公共サービスの効率的な実施

国・地方を通じる厳しい財政状況の中において、真に住民生活に必要な施策・課題等については重点的に対応しつつ、簡素で効率的な行政を実現するため、不断に行政改革に取り組むことが求められている。

これまで地方自治体は、集中改革プランに基づく行政改革の取組を懸命に進め、大幅な定員純減に取り組んでいる*1。また、給与についても、地域の民間企業の給与水準の反映、技能労務職員の給与等の見直し、情報開示の徹底等に取り組んでいる*2。

しかしながら、行政改革については、住民から強い関心が寄せられているところであり、国民の理解や信頼のもとに地方一体となって地域主権の確立や税制の抜本改革を推進していくためにも、各地方自治体においては、地域の実情を踏まえつつ、引き続き自主的に

---

*1　平成17年４月１日から平成22年４月１日までの５年間の数値目標は、地方全体で▲6.4%（国は▲5.7%）となっており、すでに平成21年４月１日までの純減実績は、▲6.2%となっている。

*2　例えば、給与水準は、平成16年から５年連続で国の水準を下回っている（平成20年４月１日現在のラスパイレス指数98.7。）。

行政改革に取り組んでいかなければならない。

こうした地方自治体の取組を支援するため、総務省においては、集中改革プラン等による取組の成果の検証等を踏まえ、今後の各地方自治体の行政改革の推進のため適切な情報提供を行っていく必要がある。

また、地方自治体の定員に関わる必置規制や職員配置基準などの制度・施策について政府全体として積極的な見直しを行うとともに、地方自治体の行政改革に支障を来すような施策を厳に抑制することが不可欠である。

（２）住民への適切な情報提供のための地方公会計の整備

地方自治体の公会計については、２つの公会計モデルを活用し、全ての地方自治体において、連結財務書類４表が早期に整備されるように、その取組を更に一層促進しなければならない。また、財務書類を住民へ提示するに当たっては、必要な説明や分析を加えた分かりやすい公表に配慮することが重要である。

（３）地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本改革

地方公営企業、地方公社及び第三セクターについては、地方公共団体財政健全化法の施行及び第三セクター等改革推進債の創設等を踏まえ、存廃を含めた抜本改革に集中的に取組み、一層の経営健全化、将来的な財政負担の明確化及びその計画的な削減に努めるべきである。

また、公営企業の抜本的な改革や資本費負担の軽減等を通じた経営基盤の強化等の課題に対応するため、所要の地方財政措置を講じるべきである。特に、病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」を踏まえて策定された「改革プラン」に基づく公立病院改革を推進するとともに、地域医療確保の観点から、公立病院に関する財政措置の充実を図る必要がある。

（４）地方公営企業の会計制度等の改革

地方公営企業会計制度等については、地方分権改革とも結びついたこれまでの議論を踏まえ、所要の法令改正を検討すべきである。また、新たな会計制度の円滑な導入等に向けて、所要の地方財政措置を講じるべきである。

（５）新しい公共サービスの担い手の育成

近年、少子高齢化の進展や男女共同参画社会の形成に伴い、従来家族や共同体が担ってきたものが公共サービスなどに変わることにより公共の守備範囲が拡大している。その一方で、住民のニーズが多様化・高度化し、行政のみがこれに対応していくことは質的にも量的にも限界にきている。

このような中で、行政と住民の役割分担を再検討し、地域コミュニティやＮＰＯ、その他の住民団体等の多様な主体による公共サービスの提供を実現していくために、これらを総合的、包括的にマネジメントする組織としての「地域協働体」の構築や、新しい公共サービスの担い手となる人材の育成を推進する必要がある。

第五　おわりに　～地域主権の確立に向けて～

１　地域主権を確立するための基本法の制定

地域主権改革は、地域間の格差を拡大させるものであってはならず、地域が個性を発揮することにより活気に満ちた地域社会をつくり出すものでなければならない。そのために、地方税を中心としつつ、一層強化した財政調整制度を備えた地域主権型地方財政の確立が必要であることを述べてきた。

今後、地域主権の確立に向けた推進力とするために、地域主権の基本原則を基本法という形で示すことが必要ではないかと考える。

そして、この基本原則に則り、国の責務と地方の責務を踏まえた、地方における積極的な施策展開、「自立と創造」による地方独自の施策展開がなされることを期待する。

２　地域主権の理念に照らした政策判断の必要性

地域主権社会においては、国の政策変更を一方的に地方に押しつけることは不適当である。国の政策の変更に当たっては、地方への配慮が必要であり、積極的に国と地方の協議の場で議論するなど、その適切な運用が必要である。

その際、地方に事務・事業の執行や財政支出を求めようとする場合においては、地域主権の原則に照らし、適切に政策判断を行うべきである。

以上、本意見が真の地域主権社会の実現に資するものとなるよう願い、結びに代えたい。